

令和8年度新潟県喀痰吸引等研修（第三号研修）実施計画
【基本研修（現場演習）及び実地研修】

1 研修計画

別紙「新潟県喀痰吸引等研修（第三号研修）実施要領」に基づき、「基本研修（現場演習）及び実地研修」を実施する。

- ・基本研修（講義及びシミュレーター演習）の後、筆記試験に合格した者に対し、原則として、利用者の居宅や利用する事業所内等、医行為を行おうとする現場において、指導看護師等（医師、看護師（准看護師を除く）、保健師又は助産師）が、実施する。
- ・受講者と指導看護師等が同じ施設内・法人内の場合は、指導看護師等の所属する事業所に対し県が協力を依頼する。別の法人の場合は県が業務委託の上、実施する。ただし、事業所等の承諾が得られる場合は、受講者と指導看護師等が別の法人であっても、県が協力を依頼することにより実施できるものとする。

2 研修指導料

委託して実施する場合の研修指導料は、下表のとおりとする。

区 分	研修指導料
たんの吸引と経管栄養のどちらか一方について指導を行う場合 介護職員等1名、利用者1名につき	20,000円
たんの吸引と経管栄養の両方について指導を行う場合 介護職員等1名、利用者1名につき	30,000円

3 受講者負担金

委託して実施する場合、受講者は負担金として、研修指導料の50%を受託者に支払うものとする。